

第 4 回 教 育 委 員 会 会 議 録		議事録調製者 捺 印	
開 催 日 時		令和7年4月25日（金） 午後1時30分から午後2時10分まで	
開 催 場 所		滝川市役所9階 第一委員会室	
出席委員氏名	教 育 長	田 中 嘉 樹	
	教育長職務代理者	春 田 淳 一	
	委 員	種 田 貴志子	
	委 員	木 曾 旬 映	
欠席	委 員	上 野 恭 敬	
その他の出席者		諏佐部長 福田指導参事 伊吹課長 土橋課長 横田室長 青木事務長 運上課長 鎌塚室長 茶木館長 湯澤課長補佐 菊地係長 茂野係長 伊東主査 大井主査 川村主事	傍聴者の人数
			傍聴__0__人

- 開 会 午後1時30分 田中教育長開会を宣し会議に入る。
- 議事録署名 木曾委員
委員の指名
- 前回会議録の承認 令和7年3月27日（第3回）会議録を事前配付したもので、これを承認した。
- 報 告
 - （1）教育長行政報告
 ※田中教育長～3月27日、第2回滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民会議を開催いたしました。北海道教育委員会より、令和10年度に滝川市内の高等学校における間口縮小の要請が北海道教育委員会からあったことを受け、本件に関する市民会議を開催しております。第2回の会議では特に決定事項はありませんでしたが、今後も引き続き協議を進めてまいります。
 - （2）各所管事務報告
 ※伊吹課長～教育総務課から報告いたします。
 行政報告については、記載のとおりでございます。
 月間業務計画について、5月22日、北海道都市教育長会春季定期総会が今年は三笠市で開催されまして、教育長が出席予定となっております。
 - ※土橋課長～学校運営課から報告いたします。
 行政報告については、記載のとおりでございます。
 月間業務計画について、4月15日から5月15日まで、滝川市HP上で滝川市新小学校整備基本構想意見募集を行っております。意見を取りまとめた後に報告させていただきます。
 - ※青木事務長～滝川西高等学校から報告いたします。
 行政報告及び月間業務計画については、記載のとおりでございます。

※運上課長～社会教育課から報告いたします。

行政報告及び月間業務計画については、記載のとおりでございます。

一般財団法人滝川市スポーツ協会管理の屋外施設につきましては、当初4月27日のオープンを予定しておりましたが、雪解けが早まったことに加え、関係団体からの要望もあり、4月24日よりオープンしております。

※茂野係長～図書館から報告いたします。

行政報告については、記載のとおりでございます。

月間業務計画について、5月16日、エア・ウォーター寄付受領式・感謝状贈呈式を実施いたします。5月29日、コカ・コーラ寄付受領式を実施いたします。

※茶木館長～美術自然史館から報告いたします。

行政報告及び月間業務計画については、記載のとおりでございます。

(2)各所管事務報告

①3月分児童生徒の教育相談等における状況報告について

※伊東主査～別添「資料No. 4－1」を用いて説明

報告済

②道費負担教職員人事の内申について

※伊吹課長～別添「資料No. 4－2」を用いて説明

報告済

③令和6年度卒業式及び令和7年度入学式における国旗・国歌の実施状況について

※伊東主査～別添「資料No. 4－3」を用いて説明

報告済

5. 議 事 ○報告第1号 臨時代理について(学校職員の処分内申について)

※伊吹課長から次のとおり提案理由を説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、別紙のとおり臨時代理したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

原案どおり可決

○議案第1号 滝川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

※伊吹課長から次のとおり提案理由を説明

滝川市教育委員会事務局組織規則(平成8年滝川市教育委員会規則第4号)の一部を別紙のとおり改正する。

原案どおり可決

○議案第2号 滝川市個人情報等の適正管理に関する規程の一部を改正する規程

※伊吹課長から次のとおり提案理由を説明

滝川市個人情報等の適正管理に関する規程(平成14年滝川市訓令・滝川市議会訓令・滝川市教育委員会訓令・滝川市選挙管理委員会訓令・滝川市ほか6組合公平委員会訓令・滝川市監査委員訓令・滝川市農業委員会訓令・滝川市固定資産評価審査委員会訓令第1号)の一部を別紙のとおり改正する。

原案どおり可決

○議案第3号 滝川市教育支援委員会議委員の選出について

※伊吹課長から次のとおり提案理由を説明

滝川市教育支援委員会議委員が欠けたことにより、滝川市教育支援委員会議規則（昭和53年滝川市教育委員会規則第15号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり委員の選出をするものとする。

原案どおり可決

○議案第4号 滝川市文化財保護審議会委員の委嘱について

※茶木館長から次のとおり提案理由を説明

滝川市文化財保護審議会委員が令和7年4月30日で任期満了となるため、滝川市文化財保護審議会規則（昭和54年滝川市教育委員会規則第3号）第2条第3項の規定により、別紙のとおり委嘱を行うものとする。任期については、令和7年5月1日から令和9年4月30日までとする。

原案どおり可決

6. そ の 他 (1)連絡事項

①各所管の年間業務スケジュールについて

※各所属長～別添「資料No. 6－1」を用いて説明

了承済

②運動会の日程について

※伊吹課長～別添「資料No. 6－2」を用いて説明

了承済

(2)次回会議日程

※伊吹課長～次回の教育委員会会議の開催についてお諮りし、5月23日（金）午後1時30分から開催することで承認あり。

7. 閉 会 午後2時10分

以上会議の顛末については相違ないので、ここに署名する。